

小委員会の設置について

令和 2 年 5 月 日
文化審議会国語分科会長決定

1 設置

文化審議会国語分科会運営規則（平成 1 4 年 3 月 2 7 日文化審議会国語分科会決定）第 2 条第 1 項の規定に基づき，分科会に次の表の左欄に掲げる小委員会を置き，これらの小委員会の調査審議事項は，それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	調査審議事項
国語課題小委員会	国語に関すること
日本語教育小委員会	外国人に対する日本語教育に関すること

2 その他

各小委員会の運営に関し，必要な事項は，当該小委員会が定める。